

平成二十一年六月二日提出  
質問第四八七号

海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問主意書

提出者 照屋寛徳

487

## 海上自衛隊大村航空基地勤務の一等海佐に係る懲戒処分に関する質問主意書

二〇〇九年一月三十一日号の『週刊現代』に、「海上自衛隊幹部のモラルなき『泥沼ダブル不倫』」と題するジャーナリスト三宅勝久氏の署名記事が掲載されている。同記事の内容によると、問題の海上自衛隊大村航空基地勤務（当時）の一等海佐T氏（五十五歳）のダブル不倫は、単なる不倫にとどまらない。T氏は、海上自衛隊幹部としての自らの任務を不倫相手の女性に教え、また職権を濫用して自衛隊官舎に出入りさせ、デートに際しては自衛隊幹部の特権により米軍基地内にある娯楽施設を利用する等、問題視すべき重大な不正行為を繰り返している。

近年、海上自衛隊の不祥事が続発する中で、昨年三月には、海上自衛隊トップの吉川栄治海上幕僚長が、その責任を問われ更迭されるという事態に至ったことは記憶に新しい。にもかかわらず、T氏は、一ヶ月の減給という極めて軽い懲戒処分に終わっている。

以下、質問する。

一 防衛省・海上自衛隊は、ジャーナリスト三宅勝久氏が『週刊現代』（二〇〇九年一月三十一日号）署名記事で指摘した当時の海上自衛隊大村航空基地・基地隊司令T氏（一等海佐、五十五歳）に対し、いつ、

いかなる懲戒処分を付したのか、処分の期間と内容（減給処分であれば減給額を含む）を具体的に示されたい。また、係る懲戒処分を付した理由とその法的根拠を明らかにした上で、海上自衛隊幹部であるT氏のとつた不適切な行動に対する政府の見解を示されたい。

二 T氏の懲戒処分は、報道発表されているのか。防衛省の懲戒処分の公表基準を示した上で明らかにされたい。

三 『週刊現代』記事内にある事実、すなわちT氏が不倫相手の女性に海上自衛隊内部の情報を漏洩し、また、自衛隊官舎や米軍基地内の娯楽施設を不正に利用したことは、T氏が懲戒処分を付された理由になったのか。仮に、それらの事実が懲戒処分の理由にならなかったのであれば何故かを明らかにした上で、T氏に対する懲戒処分の是非について政府の見解を示されたい。

四 T氏は、『週刊現代』発売日の二〇〇九年一月十九日付で海上自衛隊八戸航空基地に異動になっているようである。T氏の異動は、懲戒処分の一環としてのいわゆる左遷か、それとも通常の転勤なのか、異動の内示日を示した上で政府の見解を明らかにされたい。

五 T氏の海上自衛隊八戸航空基地への異動にあたっては、いかほどの費用が支払われているのか。旅費及

び引越し代など詳細な費目と金額を明らかにした上で、係る支出の妥当性について政府の見解を示されたい。

六 現在のT氏の役職、階級、勤務地、任務内容を明らかにされたい。すでに海上自衛隊八戸航空基地から異動しているのであれば、異動日及び異動の内示日と異動に際しての旅費及び引越し代などの詳細な費目と金額を明らかにした上で、異動になった理由を示されたい。

右質問する。